

(表)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第 1 5 2 条 第 2 項 の 規 定 に よ る		
立 入 検 査 証		
職名及び氏名 生年月日	年 月 日発行	
東 京 都 知 事		

5.4センチメートル

8.6センチメートル

(裏)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(抜粋)

第152条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員に、自動車、建設作業機械等の所在すると認める場所、工場、指定作業場、建設工事現場その他の場所に立ち入り、その場所において、又はその他必要な場所において、自動車、建設作業機械等、自動車検査証、帳簿書類、機械、設備その他の物件を検査し、土壌若しくは地下水の採取をし、又は関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第161条 次の各号の一に該当する者は、15万円以下の罰金に処する。

四 第152条第1項の規定による立入り、検査若しくは採取を拒み、妨げ、又は忌避した者